26　水質監視の概要

　平成15年「新基準省令」の公布（平成16年4月1日施行）に併せて水質基準を補完する項目としていた従来の「快適水質項目」及び「監視項目」が廃止され、新たに「水質管理目標設定項目」として27項目が定められた。

　「水質管理目標設定項目」とは、浄水中で一定の検出の実績があるが毒性の評価が暫定的なもの、又は、浄水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されてはいないが、今後、当該濃度を超えて浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意が必要な項目とされている。「岩手県水道水質管理計画」（令和3年3月改定）では、24の定点監視地点において水道事業者が水質監視（体系的・組織的な監視項目に係る水質の測定をいう。以下同じ。）を行うこととしており、これに基づき令和４年度においては24定点監視地点で水質監視が行われた。

　これらの水質監視の結果は、次頁以下のとおりである。

　なお、同項目の任意監視を行っている奥州市及び二戸市の結果も併せて掲載する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 監視区分 | 実施主体 | 実施地点 |
| 定点監視 | 水道事業者及び水道用水供給事業者 | 盛岡市（米内川、中津川、簗川、雫石川）八幡平市（盲清水）滝沢市（姥屋敷水源、小岩井第2配水池）岩手中部水道企業団（北幹線水路、北上川、江釣子、和賀川浄水場、入畑ダム）奥州市（第4水源、上島第2）遠野市（高室浄水場）一関市（前堀、磐井川）奥州金ケ崎行政事務組合（胆沢ダム）大船渡市（鷹生ダム）陸前高田市（竹駒）釜石市（新町第2）宮古市(宮古第1)久慈市(滝)二戸市(堀野) |